



(令和6年11月7日発表)

葵区日向地内不適切盛土にかかる戒告後の対応

◆内容

1 要旨

静岡市葵区日向地区の不適切盛土に関し、令和6年10月15日に県と森林法の事務を所管する静岡市がそれぞれ行った行政代執行法に基づく戒告に対し、行為者から期限である11月5日までに復旧計画書の提出及び復旧工事の着手の義務が履行されませんでした。

2 今後の予定

年内に行政代執行法第3条第2項に基づく「代執行令通知」の監督処分を行い、行政代執行法第2条により県と市の両者による「行政代執行」を執行します。

3 参考

○10月15日の戒告の概要

(1) 戒告を受けた者

有限会社富田建材 取締役 とみたしょういち 富田生一

(2) 戒告内容

ア 令和6年11月5日までに、日向地区の森林法第10条の2第1項の違反(森林の改変面積が1haを超える開発行為を静岡市長の許可を得ずに行った違反行為)に対し、復旧計画書の提出及び復旧工事に着手すること。

イ 履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、市が履行(代執行)を実施する。

ウ 代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、費用を徴収する。

(3) 戒告日

令和6年10月15日

(4) 根拠条文

行政代執行法第3条第1項

行政代執行法第2条の規定による処分(代執行)をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を予め文章で戒告しなければならない。

【問合せ】 森林政策課 治山係(清水庁舎6階)

担当 森、岩崎、大須賀

電話 054-354-2145